

住 田 英 俊 主 幹	御起立願います。礼。御着席ください。
寺 井 克 之 会 長	ただ今より第 244 回総会を開会いたします。 本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立いたしております。 続きまして、本日の議事録署名人には、和気地区の木本健郎委員と北条地区の篠原武司委員のお二人にお願いいたします。 また、地元説明のため、堀江地区の大西俊成推進委員に御出席を願っています。 本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第 1 号～第 8 号までの 8 件の議案が提出されておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。 それでは、議案第 1 号～第 3 号までを議題といたします。 事務局から説明をいたします。
伊賀上大輔副主幹	それでは、議案第 1 号と議案第 2 号を御報告いたします。 令和 5 年 12 月 26 日～令和 6 年 1 月 25 日までに専決処理した案件は 4 条届出が 8 件、5 条届出が 9 件で届出内容は議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 続きまして、議案第 3 号を御報告いたします。 1 番、本件は残存小作でございます。 本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。 離作補償は無いとしております。 2 番、本件は残存小作でございます。 本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。 離作補償は無いとしております。 3 番、本件は残存小作でございます。 本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。

	離作補償は無いとしております。 4 番、本件は残存小作でございます。 本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので解約後は賃貸人が自作地として管理するとしております。 離作補償は無いとしております。 5 番、本件は残存小作でございます。 本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので解約後は賃貸人が転用目的として売却するとしております。 離作補償は無いとしております。 6 番、本件は残存小作でございます。 本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。 離作補償は無いとしております。 7 番、本件は残存小作でございます。 本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。 離作補償は無いとしております。 以上でございます。
寺 井 克 之 会 長	以上で事務局の説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺 井 克 之 会 長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第 4 号、「農地法第 3 条許可申請」について議題とします。 事務局から説明をいたします。

伊賀上大輔副主幹	お手元に審査基準１号～６号までを整理した農地法第３条調査票がございますので、併せて御覧ください。 それでは、御説明いたします。 １番、譲受人は、新規農業者でございます。 この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。 なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願った上で、御審議をお願いいたします。 ２番、譲受人は、農地約５５アールを耕作する農家でございます。 この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ３番、譲受人は、農地約３１２アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ４番、譲受人は、新規農業者でございます。 この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。 なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 以上でございます。
寺井克之会長	それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。 新規農業の案件が、１番、４番の２件であります。 １番は、所在地が小野地区でありますので、宮内委員から説明をお願いします。
宮内祥二郎委員	それでは御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、申請人は北梅本町内にお住まいで、この度、同地区内の農地を取得し、新規に農業経営を始めるものです。 申請人の所有農地は全て親戚に貸し付けており、新規就農ということになりますが、農業経験も豊富であり、今回取得する農地についても各種季節野菜が栽培され、農業に対する意欲も充分に見受けられたことから、地元としては了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくをお願いいたします。

寺井克之会長	続きまして、4番は所在地が堀江地区でありますので、大西推進委員から説明をお願いします。
大西俊成推進委員	それでは御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありました4番の案件について、申請人は、堀江町内にお住まいで、この度、同地区内の農地を取得し、新規に農業経営を始めるものです。申請人は、以前から実家の農業に携わっており、今後も近隣農業者の指導や支援を受けながら真剣に農業に取り組む姿勢が見られましたのでこれを了承いたしました。 なお、本総会での御審議のほどよろしく願いいたします。
寺井克之会長	事務局並びに地元説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第5号、「農地法第4条許可申請」について議題とします。 事務局から説明をいたします。
山岡美明副主幹	それでは御説明いたします。 1番、本件申請人は、農地約95アールを耕作する農業者です。議案書記載の内容にて農家住宅を建築したいとしています。 本申請地の農地区分は、松山市役所久谷支所出口出張所からおおむね500メートル以内に位置することから、第2種農地と判断されます。 以上でございます。

寺井克之会長	以上で説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。
寺井克之会長	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 この案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。 次に、議案第6号、「農地法第5条許可申請」について議題とします。 事務局から説明をいたします。
山岡美明副主幹	それでは御説明いたします。 1番、本件は、申請人都合による本人保留の案件でございます。 2番、本件受人は、電気工事業を中心に各種設備工事を行う法人です。現在、従業員車両と社用車を会社敷地内に詰め込み方式で駐車しています。そこで、安全を確保するために、本申請地を転用し、従業員用の露天駐車場として利用したいと申請に及んだものです。 本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断されます。 3番、本件受人は、工事用看板や安全保安用品の販売及びレンタル等を行う法人です。業務の拡大により、営業車両や工事用車両が増加し、現在借りている駐車場では賄えなくなったことから、本申請地を新たに露天駐車場として利用したいと申請に及んだものです。 本申請地の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、本件は、申請に係る土地の周辺地域において居住する者の、日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、例外許可事由に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。 また、優良農地の転用であるため、今月28日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。 なお、申請面積が1,000平方メートル以上の案件ですので、後ほど、地元委員の

	補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 4番、本件受人は、太陽光発電による売電事業等を行う法人です。 本申請地に、パネル960枚、発電出力436.8キロワットの太陽光発電施設を設置し、事業拡大を図りたいとしております。 本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断されます。 また、申請面積が1,000平方メートル以上の案件ですので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 以上でございます。
寺井克之会長	それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。1,000平方メートルを超える案件が3番、4番であります。 まず、3番の案件は、所在地が生石地区でありますので、崎山委員から説明をお願いします。
崎山孝司委員	先ほど、事務局から説明がありましたとおり、申請人は、生石地区で、主に工事用看板設置工事を営む法人です。 この度、事業の拡大に伴い、現在借りている駐車場を返却し、申請地を新たに露天駐車場として利用したいと、申請に及んだものです。 転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	続いて、4番の案件は、所在地が堀江地区でありますので、大西推進委員から説明をお願いします。
大西俊成推進委員	それでは御説明いたします。

	先ほど、事務局から説明がありました 4 番の案件について、譲受人は、堀江地区にて電気工事の設計、施工や電気製品の販売並びに自然エネルギー等を利用した売電事業に取り組む法人です。 今般、日照条件並びに立地条件等に優れた本申請地を取得し、太陽光発電事業の規模拡大を図るもので、転用によって生じる被害の防除措置、転用後の維持管理についても適正に実施されるということですので、地元としてはこれを了承いたしました。 なお、本総会での御審議のほどよろしく願いいたします。
寺井克之会長	事務局並びに地元説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。この案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。 なお、3 番は優良農地の案件のため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付させていただきます。
寺井克之会長	次に、議案第 7 号、「令和 5 年度 第 11 号農用地利用集積等促進計画」について議題とします。御審議いただく前にお願いがございます。本日、御出席いただいております委員が譲受人の案件がございます。法律第 31 条の議事参与の制限の規定に基づき、着席のままで結構ですので、退席をされたということで、議事に参加されないようお願いいたします。 それでは、事務局から説明をお願いします。

住 田 英 俊 主 幹	それでは、御説明させていただきます。 9 ページの番号 6・7、10 ページの番号 9、浅海地区の案件ですが、譲渡人と譲受人が同一となっておりますので、補足説明させていただきます。 この浅海地区は農地中間管理機構関連農地整備事業を行っているところで、今回の案件はその農地になります。この事業施工地域内農地につきましては、所有者は中間管理機構に貸し付けることが、この事業の条件になります。 それから事業が完了したところから、耕作ができるようになってくるのですが、その所有者が担い手の方がいらっしゃるので、そういう方は基本的に自分が結局やるということになるので、そういう場合は中間管理機構を経由して、自分の農地でありながら、中間管理機構から貸し付けを受けないと、この事業自体が成立しないということになるので、自分から農地中間管理機構に貸し付けて、自分が借り受けるという形になるので、一括方式という利用権の形を取ります。議案の見え方として、中間管理機構を通してのにも関わらず、渡人から直接受人になる議案書上の出方となっておりますので、ご了解いただければと思います。 それでは議案に入らせていただきます。9 ページになります。 本日の案件 11 件の内、使用貸借権の設定は 17 筆、賃借権が 2 筆、所有権移転が 2 筆で、設定総面積は 2 万 568 平方メートルです。 その内訳は、新規が 8 筆、更新が 11 筆、売買が 2 筆となっています。 番号 2 の譲受人は、約 417 アールを耕作する農地所有適格法人で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号 3 の譲受人は、約 222 アールを耕作する農業者で、中間管理一括方式にて新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号 5 の譲受人は、約 468 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号 10 の譲受人は、約 39 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号 11 の譲受人は、約 130 アールを耕作する農業者で、畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 なお、松山市の公告日は、令和 6 年 2 月 16 日となっております。
-------------	--

	以上でございます。 御審議のほどよろしく申し上げます。
寺 井 克 之 会 長	以上で説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺 井 克 之 会 長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第8号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題とします。 事務局から説明をいたします。
伊賀上大輔副主幹	それでは、御報告いたします。 令和5年12月26日～令和6年1月25日までに専決処理した案件は28件で、届出内容は、議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 以上でございます。
寺 井 克 之 会 長	以上で説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺 井 克 之 会 長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

	以上で、本日の提出議案８件の審議は、全て終了いたしました。 次に、事務局から連絡事項等あれば、お願いします。
住 田 英 俊 主 幹	先般、開催いたしました松山市農業委員会委員研修に御出席いただきありがとうございました。日々の活動の参考にしていただければと思います。 それでは、次回の総会の日程についてです。 来月の第 245 回総会は、3 月 11 日 月曜日 午前 10 時 30 分からこちらの会議室で開催する予定です。よろしくお願いいたします。 連絡事項は、以上です。
寺 井 克 之 会 長	以上をもちまして、本日の第 244 回総会を閉会します。
住 田 英 俊 主 幹	御起立願います。礼。お疲れ様でした。

午前 10 時 45 分閉会